

平成30年6月1日

京都府内トラック運送事業者 各位

近畿運輸局 京都運輸支局

標準貨物自動車運送約款の改正に係る「運賃料金変更届」等の提出について

平素は、国土交通行政に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月4日、標準貨物自動車運送約款の一部改正に伴い、新標準貨物自動車運送約款を営業所に掲示していただくとともに、運賃料金変更届を近畿運輸局京都運輸支局へ提出（3部、写し含む）していただく必要がございます。

すでに届出をご提出されている場合には、改めてご提出していただく必要はありませんが、未提出の場合には、早急にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

（ご郵送いただく場合には、返信用封筒もご同封ください。）

届出の様式等については国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html

（国土交通省、運送約款改正等でもご検索いただけます）

なお、旧の標準貨物自動車運送約款を引き続き使用される場合は、別途、運送約款の変更認可申請を行う必要がありますのでご注意ください。

申請書等の記入等ご不明な点につきまして、下記連絡先までお問い合わせ下さい。なお、届出もしくは運送約款の変更認可申請をご提出いただいていない場合は、今後、監査や行政処分の対象にもなることを念のため申し添えます。

＝連絡先＝

〒612-8418

京都市伏見区竹田向代町37

京都運輸支局 輸送・監査部門

担当：濱田、田頭

Tel 075-681-9765 / fax 075-681-1850